

令和7年1月24日

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の 指定取消処分について

春日部市は、介護保険法の規定に基づき、1月24日(金)付けで、下記の居宅介護支援事業者の行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名称 | 株式会社 オフィス 道 |
| (2) 法人所在地 | 春日部市藤塚292番地4 |
| (3) 法人代表 | 代表取締役 竹田 達博 |

2 対象事業所

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 事業所名称 | ケアオフィス 道 |
| (2) 事業所所在地 | 春日部市藤塚292番地4 |
| (3) サービス種別 | 居宅介護支援 |
| (4) 指定日 | 平成30年12月1日 |
| (5) 事業所番号 | 1170603631 |

3 行政処分の内容

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 行政処分の内容 | 指定の取消 |
| (2) 処分年月日 | 令和7年1月24日 |
| (3) 指定取消年月日 | 令和7年2月14日 |

4 行政処分の理由

(1) 運営基準違反(介護保険法第84条第3号に該当)

令和3年2月から令和6年7月までの期間において、利用者96人に対し以下の運営基準違反のいずれかを行った。

- ・サービス提供の開始にあたって、契約書や重要事項説明書をもって説明を実施し、同意を得ることを怠った
- ・アセスメントを適正な時期に実施し、記録することを怠った
- ・サービス担当者会議を開催することを怠った
- ・居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を怠った
- ・月1度のモニタリングの結果を記録することを怠った

(2) 不正請求(介護保険法第84条第6号に該当)

運営基準違反に該当する場合には、運営基準減算を行う必要があるにも関わらず、当該減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求した。

5 経済上の措置

(1) 経済上の措置として、令和4年12月審査請求分から令和6年7月サービス提供分までに係る介護報酬の不正請求相当額に、加算金(不正請求相当額に100分の40を乗じて得た額)を加えた額を請求した。

(2) 返還請求額

- ・春日部市分 6,035,369円(加算金1,724,391円を含む)
- ・春日部市以外の自治体分 7,169,922円(春日部市が確認した額、加算金含まず)

6 その他

利用者について、他法人事業所への引き継ぎを行うなど、利用者のサービスの継続を図るための便宜を提供するよう指示しており、利用者および利用者家族に支障を招くことのないよう対応しています。

問い合わせ先

健康保険部 介護保険課
担当：湯浅 直通 048-796-8285